

## 建設工事等の予定価格等事後公表試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領（平成20年5月1日施行）の規定により入札に付される建設工事等（以下「工事等」という。）において、予定価格等の事後公表（以下「事後公表」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、予定価格等とは次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事等の予定価格
- (2) 建設工事又は建設工事の要素を有する業務委託において最低制限価格を設定する場合は、最低制限価格

(事後公表の対象)

第3条 事後公表の対象となる工事等は、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が選定する。

2 事後公表を行う場合、最低制限価格のみを事後公表とすることができる。

(事後公表の結果報告等)

第4条 事後公表の結果は、生駒市入札監視委員会において報告を行い、審議を行う。

(事後公表の周知と事後公表の方法)

第5条 事後公表を行う場合は、当該工事等の入札公告に予定価格等を事後公表とする旨を明記し、落札者が決定した後速やかに入札情報公開システムにより入札結果と併せて予定価格等を公表するものとする。ただし、入札不調の場合は、公表しない。

(入札参加資格の設定基準)

第6条 予定価格の事後公表を行う場合における予定価格500万円以上の工事等の入札に関する同種の施工実績については、別に定める。

(積算内訳書の提出)

第7条 事後公表を行う場合は、落札候補者に対し事後審査に係る積算内訳書の提出を求めることができる。

(入札不調による再公告の場合の措置)

第8条 事後公表を行った工事等が入札の結果不調となり再度公告する場合は、予定価格等を事前公表することができる。

(不当要求行為に対する措置)

第9条 事後公表を行うに当たり、市職員に対し予定価格等を探ろうとするなどの不当要求行為があった場合は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月条例第21号）の規定に基づき対応する。

2 不当要求行為を直接的又は間接的に行った相手が入札参加資格者であると判断できる場合は、

その目的が達成されたか否かにかかわらず、又は不当要求等を行った時期にかかわらず、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領（平成15年5月1日施行。以下「入札参加停止要領」という。）の規定に基づき入札参加停止措置を講ずることができる。

3 前項に定める入札参加停止措置は、入札参加停止要領第2条第1項に規定する別表第2不正行為等に関する措置基準12（不正又は不誠実な行為）によるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。